

■近隣市におけるペット霊園条例の比較①(設置場所の基準)

	和光市	朝霞市	新座市	志木市
	ペット霊園等の設置及び管理に関する条例	ペット霊園の設置等に関する指導要綱	ペット霊園の設置の許可等に関する条例	ペット霊園の設置の許可等に関する条例
ペット霊園の設置場所の基準	第13条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 <u>ただし、第12条の規定により区域又は施設の変更を許可する場合（火葬場の施設に係る変更を許可する場合を除く。）又は公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない場合で、市長が認めるときは、第1号及び第2号の規定は適用しない。</u> ★適用除外規定あり（新設）	第7条 ペット霊園を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ★適用除外規定あり（第2号）	第3条 ペット霊園を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ★適用除外規定なし	第10条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ★適用除外規定なし
◇河川からの距離	(1) 河川から20m以上離れていること。	(1) 河川から20m以上離れていること。	(1) 河川から20m以上離れていること。	(2) 河川からの距離は、20m以上であること。
◇周辺施設等からの距離	(2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設、住宅及び個人又は法人その他の団体が所有する事務所又は事業所の土地の境界から当該ペット霊園の敷地の境界までが100m以上（火葬場を有する場合は30m以上）離れていること。	(2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅から100m以上離れていること。 ただし、住宅については、ペット霊園を設置しようとする敷地の境界線から100mまでの区域の居住者の属する世帯の代表者全員の同意を得たときはこの限りでない。		(3) 住宅及び学校、保育所、病院その他の公共施設からの距離は 50m以上 であること。 ★最も厳しい基準
◇水質汚染の防止	(3) 飲料水及び湧水を汚染するおそれのない場所であること。		(2) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。	(4) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。
◇土地所有要件	(4) 計画者が自ら所有する土地であること。	(3) 事業者が自ら所有する土地で、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないこと。	(3) ペット霊園を設置しようとする者が自ら所有する土地であること。	(1) 計画者が所有する土地であり、あり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないこと。
◇接道要件	(なし)	(4) 敷地は、幅員が4m以上の道路に接していること。	(4) 主要な道路又は主要な道路に接続するまでの幅員が4.8m以上の道路に接している土地であること。	(5) 敷地は、幅員が4m以上の道路に接していること。

■近隣市におけるペット霊園条例の比較②（許可申請に係る手続等）

	和光市	朝霞市	新座市	志木市
	ペット霊園等の設置及び管理に関する条例	ペット霊園の設置等に関する指導要綱	ペット霊園の設置の許可等に関する条例	ペット霊園の設置の許可等に関する条例
◇設置等の許可	<p>第5条 ペット霊園を設置しようとする者（以下「計画者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた墓地の区域、納骨堂又は火葬場の施設の変更をしようとする者も、同様とする。</p> <p>2 移動火葬車を使用し、業として市内で火葬を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>		<p>第9条 （当市と同趣旨）</p>	<p>第3条 （当市と同趣旨）</p> <p>2 （当市と同趣旨）</p> <p>3 市長は全2項の許可に、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。</p>
◇事前協議	<p>第6条 計画者は、ペット霊園の設置及び管理に関する計画（以下「設置計画」という。）について、あらかじめ市長と協議しなければならない。</p> <p>2 計画者は、前項の規定による協議を行うときは、協議書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第4条（要旨） ペット霊園を設置しようとするときは計画書を提出して市長と協議するものとする。</p>	<p>第10条 （当市と同趣旨）</p>	<p>第4条 （当市と同趣旨）</p>
◇標識の設置等	<p>第7条 計画者は、設置計画の周知を図るため、規則で定めるところにより当該ペット霊園の敷地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 計画者は、標識の記載内容に変更が生じたときは、速やかに当該記載内容を訂正し、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第5条 （当市と同趣旨）</p>	<p>第11条 （当市と同趣旨）</p>	<p>第5条 （当市と同趣旨）</p>
◇説明会の開催等	<p>第8条 計画者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、設置計画についての説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 計画者は、前項の説明会においては、規則で定める事項について記載した書面を配布して説明しなければならない。</p> <p>3 計画者は、第1項の説明会を開催したときは、その結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>第6条（要旨） 説明会の改正その他適当な方法により周知するものとする。</p> <p>2 説明会で意見を受けた場合は誠意をもって対応するものとする。</p> <p>3 説明会等を行った場合は報告書を市長に提出するものとする。</p>	<p>第12条 （当市と同趣旨）</p>	<p>第6条 （当市と同趣旨）</p>

◇近隣住民等との協議	<p>第9条 近隣住民等は、計画者に対し、前条第1項の説明会が開催された日から起算して30日以内に、設置計画についての意見の申出を行うことができる。</p> <p>2 計画者は、前項の意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。</p> <p>3 計画者は、前項の規定による協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。</p>	(第6条に規定)	第13条 (当市と同趣旨)	第7条 (当市と同趣旨)
◇ペット霊園の設置等の許可の申請	<p>第10条 第5条第1項の許可(以下「ペット霊園設置等の許可」という。)を受けようとする者は、申請書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、第6条から前条までに規定する手続を経た後でなければ行うことができない。</p>			<p>第8条 計画者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>★申請時の手続完了要件(事前協議～住民協議)なし</p>
◇適用除外	<p>第33条 第6条から第9条までの規定は、次に掲げる場合(火葬場の新設又は増設をしようとする場合を除く。)には適用しない。</p> <p>(1) <u>和光市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成18年条例第14号)第17条第1項各号の場合に該当する墓地等の変更において、当該墓地等の変更と同時にペット霊園を設置し、又は区域若しくは施設を変更しようとする場合</u></p> <p>(2) <u>宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条に規定する境内地に納骨堂を設置(既存の納骨堂と同規模の納骨堂を増築するものを含む。)しようとする場合</u></p> <p>(3) <u>既存のペット霊園を引き継いで経営する場合</u></p> <p>★新設</p>	★規定なし	★規定なし	★規定なし